

公 告

分任契約担当官

自衛隊旭川地方協力本部長

山 崎 誠 一

下記のとおり一般競争入札を行います。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名等

件 名	規 格	数 量	単 位
ホワイトペーパー	最厚口 B5 180 μ m 25枚入り ナー041 又は同等以上他社製品含む	18	EA
つづりひも	セル先(ロング)60cm 20本入り B199J 又は同等以上他社製品含む	40	BN

(2) 納入場所：自衛隊旭川地方協力本部 総務課 管理班

(3) 納入期限：令和元年6月21日

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 別紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
- (4) 全省庁統一資格審査申請において「物品の販売」D以上で北海道地域の資格を有するものの。
- (5) 防衛省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3 契約条項を示す場所

自衛隊旭川地方協力本部総務課会計班

4 入札説明会の場所及び日時

実施しない。

5 競争入札執行の場所及び日時

(1) 日時：令和元年 6月 17日(月) 11時00分

(2) 場所：自衛隊旭川地方協力本部 2F 会議室

6 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除(但し落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。)
- (2) 契約保証金：免除(但し落札者が契約を履行しないときは違約金として契約価格の100分の10以上徴収する。)

7 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札参加に必要な資格のない者のした入札
- (2) 電報及びFAXによる入札
- (3) 所定の時間に遅れた者の入札
- (4) 入札金額、入札者の氏名及び押印が識別しがたい入札
- (5) 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

8 契約書の作成

落札者は落札決定後遅滞なく契約書を作成する。

9 落札決定方式

総額（税抜）が当本部所定の予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

10 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 入札参加者は、資格審査結果通知書の写しを提出すること。
- (3) 代理人をもって参加させる場合には、委任状を提出すること。
- (4) 郵便による入札の場合は、令和元年 6月 14日 1715必着
- (5) 入札者は次の文面を入札書に記載するものとする。「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合）は暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」
- (6) その他入札及び契約事項に関する問い合わせ先

自衛隊旭川地方協力本部 総務課 会計班 担当：富樫 TEL0166-51-6060

12 公告の掲示場所及び期間

- (1) 掲示場所：自衛隊旭川地方協力本部、旭川商工会議所、第343会計隊、
北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/>
自衛隊旭川地方協力本部名寄出張所及び稚内、留萌、紋別、上富良野、遠軽、
枝幸の各事務所
- (2) 掲示期間：令和元年 6月4日～令和元年 6月17日

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、イについて子会社の一方が会社更生法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続き(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

ア 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。